④　経営環境状況
⑤　特定個人情報の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を含むがこれらに限らない。）
⑥　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）または以下の(i)から(v)までのいずれにも該当しないこと
(i)　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
(ii)　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(iii)　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
(iv)　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(v)　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

4　第２項第２号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。
①　秘密保持義務に関する規定
②　事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
③　特定個人情報の目的外利用の禁止
④　再委託における条件
⑤　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
⑥　委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
⑦　従業者に対する監督・教育に関する規定
⑧　契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定
⑨　特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定
⑩　委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

5　協会は、委託先の管理については、総務部人事課を責任部署とする。
6　協会は、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、１年に１回以上の頻度で及び必要に応じてモニタリングをするものとする。
7　協会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに協会に報告される体制になっていることを確認するものとする。
8　委託先は、協会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
9　協会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。
10　協会は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第４項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第10章　その他

（改廃）

第61条　本規程の改廃は、あらかじめ常任役員会で協議し、会長が行う。

附　則

本規程は平成27年10月27日から施行する。

附　則

本規程は平成30年１月１日から改正施行する。

（改正条項）

第２条第２号乃至第３号及び第12号、第41条、第50条、第52条、第53条、第54条、第55条

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成十九年十二月十九日付けで日本貸金業協会の規則として届出のあった「個人情報の保護に関する規則」を平成三十年一月一日限り廃止する。

平成三十年二月二十日　　金融庁長官　森　　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の作成

個人情報取扱規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　本規程は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が、「法」、「政令」、「規則」及び「ガイドライン」に基づき、協会の取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するために講ずべき具体的措置等を定めることをその趣旨とする。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく個人番号及び個人番号を含む個人情報の取扱いに関しては、「特定個人情報取扱規程」に定めるところによる。

（定義）

第２条　この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
二　個人識別符号が含まれるもの

2　「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別紙１で定めるものをいう。
一　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
二　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3　「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別紙２で定める記述等が含まれる個人情報をいう。